

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う5月27日からの呉市まちづくりセンターの使用について

●ご使用いただく場合は3密（密閉・密集・密接）回避できることを条件とします。

- 1 飛沫感染を防ぐ（手が届く範囲以上の距離を保つ、声を出す機会を最小限にする等）。
- 2 換気の悪い密閉空間にしない（1時間に1回、外気を取り入れる等）。
- 3 人を密集させない環境（最低限の人数での利用、人と人との間隔を2m目安にする等）

●ご使用いただく方には次の感染防止対策を厳守していただきます。

- ① 体調不良者は参加していただかないこと。
- ② お出かけになる前に体温の確認を行っていただくこと。
- ③ 利用者の「住所、氏名、連絡先（電話番号）」の名簿を提出していただくこと。
- ④ 利用前後に手洗いや消毒を行っていただくこと。
- ⑤ 利用時間は可能な限り短くなるよう心掛けていただくこと。
- ⑥ マスクを着用していただくこと。（ハンカチ等での代用可）
- ⑦ 使用後は使用された物品の拭き取り（水拭き）をしていただくこと。
- ⑧ 利用する部屋の換気（1時間に1回）を行っていただくこと。
- ⑨ 水分補給は可能ですが、その他の飲食は控えて下さい。

なお、この取扱いは、今後の感染状況や国・県の方針等により、適宜、見直しを行います。ホール等は他の部屋と使用条件が異なることがありますので、詳細につきましては、まちづくりセンター窓口までお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う貸室の中止について、使用料は全額お返しさせていただきます。

※対象期間：令和2年2月26日から貸室の使用申請があり、中止又は延期をする理由が新型コロナウイルスに起因したものが対象

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、使用者の皆様の健康、安全を最優先とさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

呉市阿賀まちづくりセンター
館長 竹上 和徳
連絡先 71-9077